

重要事項説明書（特定施設入居者生活介護）

令和 6 年 5 月 1 日 現在

当事業所は、ご利用者に対して指定特定施設入居者生活介護サービス・短期利用特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

事業者の名称	医療法人楽山会
事業者の所在地	秋田県鹿角市十和田大湯字湯ノ岱 1 6 番地 2
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 小笠原 真澄
電話番号	0186-37-3511
FAX 番号	0186-37-3483

2 ご利用施設

施設の名称	医療法人楽山会ケアハウス温泉保養館おおゆ
施設の所在地	秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯 9 番地 3
管理者名	工藤 悦子
電話番号	0186-30-4603
FAX 番号	0186-30-4602
介護保険事業所番号	0570909598

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的・・・要介護状態を有する高齢者に対し、日常生活を営むために必要なお世話を行うことを目的とします。

運営の方針・・・利用者が施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センターとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

具体的な方針・・・私たちは、利用者の皆様がゆとりと安心、心満ちたりた充実の時間を送っていただくよう、次の方針で仕事をします。

- 一、私たちは、利用者のプライバシーを守ります。
- 一、私たちは、安全と衛生が保たれた環境で生活できるよう援助します。
- 一、私たちは、適切な介護を継続的に行うとともに、適切な医療がうけられるよう援助します。
- 一、私たちは、利用者が家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援します。

- 一、私たちは、利用者または家族等の相談・助言に親身になって対応します。
- 一、私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
- 一、私たちは、苦情を前向きにとらえ、全職員が一体となってより良いサービスにつながるよう
に努力します。
- 一、私たちは、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努める
とともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地		6,493.62㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建て
	延べ床面積	1,788.2㎡
	利用定員	24名まで

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積
食堂	1 室	54.3㎡
一般浴室	2 室	21.5㎡×1 24.0㎡×1
便所	各階1 室	42.8㎡×2
一時介護室	各階1 室	1 階 18.2㎡ 2 階 15.3㎡
居室（便所・ミニキッチン・クローゼット）	26 室	22.6㎡×20 22.3㎡×5 23.8㎡×1
夫婦居室（浴室・便所・ミニキッチン・クローゼット）	2 室	37.3㎡×2
談話室	1 階1 室 2 階2 室	1 階 41.5㎡ 2 階 32.6㎡ 13.7㎡
洗濯室	各階1 室	1 階 12.3㎡ 2 階 14.8㎡

5 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			介護支援専門員、介護福祉士
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員、介護福祉士
生活相談員	1	1				社会福祉主事
看護職員	1	1				准看護師
介護職員	9	8	1			介護福祉士等
機能訓練指導員	1	1				理学療法士

6 職員の職務内容

従業者の職種	職務内容
管理者	事業所の従事者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	特定施設サービスの計画の作成に関する業務を行う。
生活相談員	介護サービスの契約や利用など、サービス全般にわたって利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
看護職員	健康管理・指導、医療・看護業務を行う。
介護職員	日常生活全般の援助、家事援助、身体介護を行う。
機能訓練指導員	日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練・指導を行う。

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	8：30～17：30
計画作成担当者・生活相談員	
看護職員	早番 7：00～16：00
介護職員	日勤 8：30～17：30
	遅番 10：30～19：30
	夜勤 17：00～ 9：00

8 営業日

年中無休

9 利用料

別紙「利用料金表」によります。

10 利用料のお支払い方法

利用料の支払いについては、下記のとおりとなります。当月利用分を月末で締め、翌月10日までに契約者へ請求書をお届けいたしますので、同月20日までに現金、もしくは銀行口座振込みにてお支払い下さい。

【口座振込みの場合】 秋田銀行 大湯支店 普通預金 口座番号257152
医療法人楽山会温泉保養館おおゆ
理事長 小笠原 真澄

11 サービス内容

食事・・・・・・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。

排泄・・・・・・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴・・・・・・利用者の希望や体調に配慮し週数回の入浴又は清拭を行います。

着替え等・・・・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう援助します。

健康管理・・・・利用者の状況に適した機能訓練を行い生活機能維持、改善に努めます。

緊急等必要な場合には主治医、又は協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。

相談・援助・・・・利用者及びその家族からいかなるご相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

12 身体拘束について

特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、当該利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

13 高齢者虐待の禁止

事業所の従事者は、当該利用者またはほかの利用者等に対して、下記の行為を行いません。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著し

	い心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っていきます。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業員は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 介護の場所

入居者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、入居者に対して、その居室の他、一時介護室において、サービスを提供することができるものとします。

前項の必要性の判断は、入居者の意思を確認し、主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

1 5 協力医療機関

医療機関の名称	大湯リハビリ温泉病院
院長名	小笠原 真澄
所在地	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱16番地2
電話番号	0186-37-3511
診療科	内科・神経内科・リハビリテーション科・整形外科
入院設備	有
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設と大湯リハビリ温泉病院とは、入居者に病状の急変があった場合責任を持って対応いたします。

医療機関の名称	なら歯科医院
院長名	奈良 仁文
所在地	鹿角市十和田大湯字川原の湯 13-9
電話番号	0186-22-7337
診療科	歯科
契約の概要	当施設となら歯科医院とは、入居者に歯科治療が必要な場合、責任を持って対応いたします。

16 非常災害の対策

災害時の対応	役割分担などを定めた避難訓練等を通じ、入居者、職員が災害時ににおいて迅速的確な対応を図ることとします。	
平常時の訓練等	各人の役割分担などを定め、年2回以上の昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入居者の方の参加並びに消防署等の協力を得て実施します。	
防災設備	設備の名称	
	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	非常階段	室内消火栓
	自動火災報知器	非常通報装置
	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常用電源（自家発電）	
	カーテン、ブラインド等防火性のあるものを使用しております。	
防災計画等	消防署への届出済 防災管理者届出済	

17 衛生管理等

事業所は、特定施設入居者生活介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に注意し、感染防止に努めます。

2 感染対策委員会を設置し、一月に1回程度定期的に委員会を開催し職員に周知徹底する共に、指針を策定し感染防止のための研修や訓練を定期的 to 実施します。

3 事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

18 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 守秘義務

事業所の従事者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 事業所は、事業所の従事者が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。
- 3 事業所の従事者は、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族から予め同意を得ない限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

20 個人情報保護について

当施設は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理しております。下記については利用者または、その家族から同意を得て行います。

- (1) 利用者の氏名の呼び出しや居室における氏名の掲示をします。事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいため。
- (2) 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答をします。
- (3) 施設広報等において行事等の利用者の写真掲載や施設内にその写真の掲示を行うことがあります。

※上記について望まない場合は、申し出下さい。また、一度出された希望を、いつでも変更することが可能です。

21 事故発生時の対応

利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

22 苦情処理体制

利用者からの相談・苦情をお受けするために、常設の窓口を設置し担当者を配置しております。また担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に確実に引継ぎをいたします。

苦情受付窓口

担当者 工藤 悦子（管理者）

電話 0186-30-4603

対応時間 月曜日から金曜日 8:30~17:30

水曜日、土曜日 8:30~12:30

サービスについての相談窓口

担当者 工藤 悦子（管理者）、本田 富美子（生活相談員）

電話 0186-30-4603

対応時間 月曜日から金曜日 8:30~17:30

水曜日、土曜日 8:30~12:30

相談・苦情の申し立ては、次の機関でも受け付けております。

①介護保険サービスに関する苦情相談窓口

鹿角市福祉事務所介護保険担当

所在地 鹿角市花輪字下花輪50番地

電話 0186-30-0237

②介護保険サービスに関する苦情相談窓口

小坂町役場福祉課町民福祉課

所在地 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1

電話 0186-29-2950

③介護保険サービスに関する苦情相談窓口

国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地 秋田市山王4丁目2番3号

電話 018-883-1550

④福祉サービスに関する苦情相談窓口

秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会）

所在地 秋田市旭北栄町1番5号

電話 018-864-2726

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- （1）苦情の申し出があった場合には、直ちに担当者が相手方に連絡をとり、直接出向いて詳しい事情を聞くとともに、サービス担当者からも事情を聴取します。
- （2）担当者が必要であると判断した場合は、管理者を含めて検討会議を行います。
- （3）検討の結果、必ず翌日までは具体的な対応（利用者への謝罪及び改善事項等の説明）を行います。
- （4）苦情の内容及び処理について記録・保管し、再発防止に役立てます。

3 その他

- （1）苦情に対しては、誠意をつくして話し合いに臨み、円滑な解決を図ります。
- （2）利用者の声に耳を傾け、常にサービス内容の検討を行います。
- （3）他のサービス事業者との連絡を密にし、苦情に対しては迅速に対応いたします。

2.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（午前九時から午後六時まで）を厳守し、担当職員に必ずその都度面会票にて届け出てください。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を担当職員に申し出てください。
医療機関への受診	自由選択
居室・設備・器具の利用	施設内の居室設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は他の入居者の迷惑となるのでお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる場合はご遠慮願います。又むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	本人、又は家族
現金等の管理	本人、又は家族
宗教活動・政治活動	施設内での入居者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

私は、指定特定施設入居者生活介護サービス・短期利用特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯9番地3
名 称 医療法人楽山会ケアハウス温泉保養館おおゆ

説明者 所属_____

氏名_____ 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、同意し、本書を受領しました。

入居者 住所_____

氏名_____ 印

入居者の家族等 住所_____

氏名_____ 印

入居者との続柄_____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第178条の規定に基づき、
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。